

令和8年度 ゆいの杜小学校学校施設貸与について

宇都宮市立ゆいの杜小学校

日頃より学校施設の有効かつ適正な利用にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年度のゆいの杜小学校の施設貸与につきましては、以下のように運営していきます。施設の使用を希望する団体におかれましては、下記事項を熟読・了解のうえ申請されますようご案内いたします。

1 対象期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

2 対象施設 校庭 体育館

3 施設使用団体の優先順位と施設開放時間

（1）使用団体の優先順位

- ① 教育委員会関連団体（放課後子どもも教室・子どもの家・エンジョイ清原）
- ② ゆいの杜小学校PTA活動・地域協議会・自治会・育成会
- ③ ゆいの杜小学校児童を主体とする文化・スポーツ団体
- ④ 清原地域活動団体（自治会・地域団体など）
- ⑤ その他の登録団体（宇都宮市内に居住・在勤・在学する者で、10人以上。児童生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。）

（2）施設開放時間

校 庭		体 育 館	
月～金曜日	土・日曜日	月～金曜日	土・日曜日
16:00～ 17:00	9:00～ 17:00 11月～3月までは 16:00まで		① 9:00～12:00 ② 12:00～16:00 ① 16:00～19:00 ② 19:00～21:30
			③ 16:00～19:00 ④ 19:00～21:30

・体育館の月～金曜日②、土・日曜日④は、原則として成人団体の使用とする。小中学生の利用は、保護者の責任のもとに行う。

4 学校施設の貸し出しについて

- ・「ゆいの杜小学校施設貸与管理細則」（HPで確認のこと）に規定の通り、学校教育に支障のない範囲で地域住民の団体に貸し出す。
- ・利用団体やその所属者が、順守事項に違反したとき、または学校教育上・管理上で必要があるときは、校長は登録や使用許可を停止したり、取り消したりすることがある。
- ・施設使用の際の事故・盗難その他のトラブルには、学校は責任を持たない。
- ・体育館の鍵は、学校営業日の8時10分～16時30分ごろまでに職員室で借用・返却する。

5 定期的登録申請と学校施設使用団体調整会議について

（1）登録申請期間 令和8年2月13日（金）～2月20日（金）厳守

・年間を通して、体育館または校庭の利用を希望する新規の団体は、登録申請書（小学生団体用または一般用）を学校（副校長：菅谷）へ直接提出する。

※ 先着順ではなく、希望団体がコマ数を上回った場合は優先順位により選考する。

（2）学校施設使用団体調整会議 令和8年3月6日（金）17時～ 代表者1名参加

会場 ゆいの杜小学校体育館棟 地域活動室（改めての通知はありません。）

内容：施設利用注意事項の確認 利用団体の調整